

◎障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

(平成二〇年六月一八日法律第八一号)(参)

一、提案理由(平成二〇年六月六日・参議院本会議)

○関口昌一君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会を代表して、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本法律案は、憲法に定める教育の機会均等の趣旨にのっとり、拡大教科書や点字教科書等を教科用特定図書等と位置付け、その普及促進等を図るとともに、児童生徒が障害などの特性の有無にかかわらず、十分な教育が受けられる学校教育を推進しようとするものであります。

以下、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、国は、教科用特定図書等の普及促進等に関して必要な措置を講ずることとし、教科書発行者は、その発行する検定教科用図書等について適切な配慮をするよう努めることとしております。

第二に、教科書発行者に対し、検定教科用図書等の電子データを文部科学大臣等に提供することを義務付け、その電子データは、教科用特定図書等を発行する者に提供できることとしております。

また、文部科学大臣は、教科用特定図書等について標準的な規格を定めて公表し、教科書発行者は、この規格に適合した標準教科用特定図書等の発行に努めることとしております。

なお、国は、教科書発行者に助言等必要な援助を行うこととするとともに、発達障害等の児童生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等を推進することとしております。

第三に、小中学校の通常学級及び高等学校においては、障害のある児童生徒が、検定教科用図書等に代えて教科用特定図書等を使用することができるよう必要な配慮をするとともに、国は、小中学校の設置者に教科用特定図書等は無償給付し、設置者は、各学校の校長を通じて児童生徒に給与することとしております。

最後に、国は、高等学校における教科用拡大図書等の普及及び特別支援学校の児童生徒への援助の在り方について検討し、所要の措置を講ずることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用することとしております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、文教科学委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議（平成二〇年六月五日）

政府及び関係者は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責務を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二、教科書発行者からの教科書のデジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置を講ずること。
- 三、高等学校において障害のある生徒が使用する拡大教科書等の普及の在り方の検討に当たっては、拡大教科書等購入費の自己負担の軽減など必要な具体的支援について検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。
- 四、特別支援学校における就学援助の在り方の検討に当たっては、幼稚部及び高等部専攻科の支援策を含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五、特別支援学校高等部専攻科において、いわゆる音声教科書購入費の自己負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 六、将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生徒が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調査研究を推進すること。
- 七、無償給与の実施に当たっては、障害のある児童及び生徒に対して、必要となる検定教科書及び教科用特定図書等が確実に給与されるよう、適切な措置を講ずること。

右決議する。

二、衆議院文部科学委員長報告（平成二〇年六月一〇日）

○佐藤茂樹君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害等のある児童生徒に配慮した教科書等の普及促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進を図るものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国は、教科用特定図書等の普及促進等のために必要な措置を講ずることとともに、教科書発行者は、その発行する検定教科用図書等について適切な配慮をするよう努めること、

第二に、教科書発行者は、検定教科用図書等の電子データを文部科学大臣等に提供するものとし、文部科学大臣等は、教科用特定図書等を発行する者に当該データを提供することができるものとする、

第三に、文部科学大臣は、教科用特定図書等について標準的な規格を定め、教科書発

行者は、当該規格に適合した教科用特定図書等の発行に努めること、

第四に、教科用特定図書等について、国は、小中学校の設置者に無償給付し、各学校の校長を通じて視覚障害その他の障害のある児童生徒に給与することなどであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六日本委員会に付託され、本日関口参議院文教科学委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年六月一〇日）

政府及び関係者は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責務を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。

二 教科書発行者からの教科書のデジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置を講ずること。

その際、拡大教科書等を作成するボランティアにとって使い勝手のよいデジタルデータが提供されるよう、政府として適切な支援措置を講ずること。

三 障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進のため、教科書をはじめ、教材、教具の研究と開発に努めること。

四 将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生徒が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調査研究を推進すること。

五 無償給与の実施に当たっては、障害のある児童及び生徒に対して、必要となる検定教科書及び教科用特定図書等が確実に給与されるよう、適切な措置を講ずること。

六 高等学校において障害のある生徒が使用する拡大教科書等の普及の在り方の検討に当たっては、拡大教科書等購入費の自己負担の軽減など必要な具体的支援について検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

七 特別支援学校における就学援助の在り方の検討に当たっては、幼稚部及び高等部専攻科の支援策を含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

八 特別支援学校高等部専攻科において、いわゆる音声教科書購入費の自己負担の軽減が図られるよう、すみやかに必要な措置を講ずること。

（注） 参議院においては、委員会の審査は省略された。